

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 外 2 - 68

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年12月 1 日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 新 木 伸 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 新 木 伸 一

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 200,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年10月21日
効力発生日	2020年10月29日
有効期限	2022年10月28日
発行登録番号	2 - 外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2 - 外 2 - 1	2020年11月19日	350,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 2	2020年11月25日	338,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 3	2020年11月30日	1,015,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 4	2020年12月 1 日	300,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 5	2020年12月 4 日	4,682,000,000円		該当事項なし

2 - 外 2 - 6	2020年12月17日	250,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 7	2020年12月23日	1,654,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 8	2021年 1 月 5 日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 9	2021年 1 月 7 日	2,078,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 10	2021年 1 月12日	2,410,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 11	2021年 1 月14日	400,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 12	2021年 1 月14日	250,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 13	2021年 1 月15日	7,376,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 14	2021年 1 月22日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 15	2021年 1 月22日	1,025,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 16	2021年 1 月22日	1,000,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 17	2021年 2 月24日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 18	2021年 2 月24日	350,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 19	2021年 2 月26日	220,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 20	2021年 2 月26日	807,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 21	2021年 3 月 1 日	800,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 22	2021年 3 月 2 日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 23	2021年 3 月 2 日	3,514,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 24	2021年 3 月 2 日	1,279,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 25	2021年 3 月 2 日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 26	2021年 3 月 5 日	3,434,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 27	2021年 3 月 8 日	707,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 28	2021年 3 月10日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 29	2021年 3 月12日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 30	2021年 3 月12日	1,780,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 31	2021年 3 月15日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 32	2021年 3 月18日	2,045,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 33	2021年 3 月19日	581,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 34	2021年 3 月23日	350,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 35	2021年 3 月30日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 36	2021年 4 月 2 日	921,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 37	2021年 4 月 2 日	400,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 38	2021年 4 月 2 日	350,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 39	2021年 4 月 7 日	2,179,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 40	2021年 4 月 7 日	1,400,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 41	2021年 4 月 7 日	2,249,000,000円	該当事項なし

2 - 外 2 - 42	2021年 4 月 7 日	5,336,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 43	2021年 4 月 9 日	600,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 44	2021年 4 月 9 日	1,481,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 45	2021年 4 月 13 日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 46	2021年 5 月 17 日	1,200,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 47	2021年 5 月 21 日	200,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 48	2021年 5 月 26 日	250,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 49	2021年 6 月 7 日	1,470,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 50	2021年 6 月 18 日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 51	2021年 6 月 18 日	600,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 52	2021年 6 月 22 日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 53	2021年 6 月 25 日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 54	2021年 7 月 2 日	250,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 55	2021年 7 月 2 日	250,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 56	2021年 7 月 6 日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 57	2021年 7 月 6 日	11,541,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 58	2021年 7 月 13 日	3,930,000米ドル (432,221,400円)	該当事項なし
2 - 外 2 - 59	2021年 8 月 23 日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 60	2021年 9 月 1 日	250,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 61	2021年 9 月 1 日	250,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 62	2021年 9 月 17 日	1,000,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 63	2021年 9 月 29 日	899,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 64	2021年 10 月 18 日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 65	2021年 10 月 21 日	308,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 66	2021年 10 月 22 日	1,000,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 67	2021年 11 月 15 日	200,000,000円	該当事項なし
実績合計額		80,411,221,400円	減額総額 0 円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 419,588,778,600円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ・ジェネラル 2026年12月30日満期 SGI米国 ハイテク株モメンタム円指数 連動 円建社債（以下「本社 債」という。）	200,000,000円（注1）	200,000,000円（注1）	あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町 8 番1号 （以下「売出人」という。）

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は100万円である。

本社債には利息は付されない。

本社債の満期日は2026年12月30日であり、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。（注2）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京およびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っている日をいう。

本社債は、2021年12月29日（以下「発行日」という。）に、ソシエテ・ジェネラル（以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。）の債務証券発行プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク・エスエー（以下「財務代理人」という。）その他の当事者により締結された2021年6月4日付変更改定済代理契約（以下「代理契約」という。）に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）および/または（場合により）クリアストリーム・バンキング・エスエー（以下「クリアストリーム」という。）によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2021年6月4日付約款（以下「約款」という。）の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。）にも上場されない予定である。

（注1） 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

（注2） 本社債の償還は、本社債が満期日よりも前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額（下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日よりも前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 満期における償還」および「(B) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

（注3） 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・フランスS.A.S.（以下「ムーディーズ」という。）からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける

情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	受渡期日	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2021年12月2日から2021年12月29日まで	額面100万円単位	なし	2021年12月30日（日本時間）	売出人の日本における本店および各支店（注1）	該当事項なし	該当事項なし

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

(注3) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、（ ）2014年5月15日付金融商品市場指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、（ ）指令2016/97/EU（その後の改正または改訂を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは（ ）規則（EU）2017/1129号（その後の改正を含む。）（「目論見書規則」）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3 【売社債のその他の主要な事項】

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、参照指数の動向により直接的に影響を受ける。したがって、元本リスクおよびその他の関連リスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

なお、本項に使用される用語の定義については下記「 本書における定義」を参照のこと。

元本リスク

本社債は、満期償還額が参照指数に連動するため、満期償還額が額面金額を下回る可能性がある。

投資利回りリスク

上記「元本リスク」に記載のとおり、各本社債の満期償還は、計算代理人が算定した満期償還額の支払いにより行われるため、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場（流動性リスク）

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、本社債を買い取る義務を負わない。このため、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は、非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、参照指数の水準、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

中途売却価格に影響する要因（価格変動リスク）

本社債の償還額は下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」に記載の条項に従って決定される。満期日前の本社債の価値および売買価格は様々な要因に影響される。ただし、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定であり、ある要因のみが変動したと仮定した場合に予想される本社債の売買価格への影響を例示した。

参照指数

一般的に、参照指数の下落は本社債の価値に悪影響を与え、参照指数の上昇は本社債の価値に良い影響を与える。

金利

一般的に、円金利の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、円金利の下落は本社債の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは、参照指数の水準や本社債の満期日までの期間により変動する。

発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

発行会社の財政状態、経営成績および信用状況

発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

参照指数の主な変動要因

参照指数の主な変動要因であり、以下に限定されるものではない。

株価変動リスク

参照指数の値動きは、算出対象とする株価指数先物の変動の影響を受ける。株価指数先物の値動きが参照指数の期待と異なるものとなった場合、指数値の下落要因となる。

為替変動リスク

参照指数は株価指数および株価指数先物を算出対象とすることから為替変動の影響をうけるが、体系的な為替のヘッジを組み入れている。為替ヘッジはすべての為替リスクを排除するものではなく、このため参照指数は限定的に為替変動の影響を受ける。なお、本社債は円建であることから、元本部分に為替リスクはない。

先物市場に関するリスク

参照指数は株価指数および株価指数先物を算出対象とすることから、その原資産となっている株価指数の値動きや先物市場の需給および金利の動き等の影響を受ける。また、先物市場の流動性が著しく低下した場合には、株価指数の値動きとの乖離が拡大する可能性がある。これらの影響により、参照指数の期待する投資成果の実現が困難になるおそれがある。

カントリーリスク

参照指数が算出対象とする株価指数先物市場の所在国・地域における政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、参照指数の期待する投資成果の実現が困難になるおそれがある。

その他のリスク

予期せぬ取引所閉鎖や長期にわたる売買停止などが発生した場合等には、参照指数の算出の継続が困難になるおそれがある。下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、SGI米国ハイテク株モメンタム円指数に関する情報」の項も参照のこと。

本社債に影響を与える市場活動

計算代理人およびその関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を経常的に行うことができる。計算代理人またはその関連会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の価格および参照指数に影響を与える可能性がある。

独自の指数に関する利益相反

ソシエテ・ジェネラルは独自の指数（SGIインデックス）のスポンサーとして行為する。これらの指数は、それらの構成の決定方法および算出方法について定める規則（以下「インデックス規則」という。）に従い、外部の計算代理人が算出する。

- （ ）本社債がソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社による裁量ベースで構成される独自の指数に連動する場合、当該独自の指数については、これらの指数の構成を決定することが本社債の価値に影響を及ぼす可能性があることを考慮すると、ソシエテ・ジェネラルは、これらの本社債の発行会社としての義務とこれらの指数の構成者としての義務との間で利益相反に直面する可能性がある。
- （ ）本社債が第三者によって構成される独自の指数に連動する場合、当該指数については、ソシエテ・ジェネラルがインデックス規則に従って、本社債の価値に影響を及ぼす可能性のある修正または補足をインデックス規則に行うことができる限りにおいて、ソシエテ・ジェネラルは、これらの本社債の発行会社としての義務とこれらの指数のスポンサーとしての義務との間で利益相反に直面する可能性がある。
- （ ）ソシエテ・ジェネラルまたは第三者によって非裁量的に数式を適用して構成される独自の指数については、ソシエテ・ジェネラルがインデックス規則に従って、本社債の価値に影響を及ぼす可能性のある一定のパラメーター（資金調達スプレッド等）を修正したり、一定の構成要素を評価したりすることができる限りにおいて、ソシエテ・ジェネラルは、これらの本社債の発行会社としての義務とこれらの指数のスポンサーとしての義務との間で利益相反に直面する可能性がある。

他の指数または金利によって構成されるSGIインデックスの使用に関するリスク

デリバティブ取引を行う者または他の指数および/もしくは変動金利（ベンチマーク）から構成されるSGIインデックスを参照する有価証券やその他の金融商品に投資する者は、以下のリスクにさらされている。

- （ ）当該SGIインデックスおよび/またはその構成資産のベンチマークは、関連する取引または投資の価値に影響を与える方法論的またはその他の変更の対象となる場合がある。
- （ ）当該構成資産のベンチマークは、適用ある法令（ベンチマーク規制等）の遵守から外れる、またはその公表が終了する場合がある。
- （ ）ベンチマークの監督当局または管理機関は、当該ベンチマークがもはやその対象を反映していないとする声明を出し、その結果として、当該ベンチマークを別のベンチマークに置き換える場合がある。

上記の場合、SGIインデックスのパフォーマンスならびに関連する取引および投資の経済性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。投資家は、代替的な参照レートの開発および関連ある市場の基本文書の更新に関連する業界で進行中のイニシアチブを特に考慮し、上記のような関連リスクの潜在的な影響について独自の調査および分析を行うべきである。

SGIインデックスに連動する仕組債に関するリスク

本社債が連動する一定の指数の構成およびこれらの指数に関連して使用される手法は、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社が決定および選択することができる。これらの手法の選択においては、ソシエテ・ジェネラルまたはその関係する関連会社は、自らの目的および利益ならびに/または発行会社のグループの目的および利益を考慮に入れることが予想され、また、かかる選択された手法が、同様の状況下において他のインデックス・スポンサーが使用する手法よりも、投資家の利益にとって好ましいものであることを保証することはできない。

ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のヘッジ活動が特定の指数に関連して中断された場合、ソシエテ・ジェネラルまたはその関係する関連会社は、他のインデックス・スポンサーが同様の状況下であればそうするであろうよりも早く、かかる指数の計算終了を決定することができる。これにより、かかる指数の調整、廃止もしくは代替または本社債の期限前償還が生じる可能性がある。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本書における定義

「参照指数」とは、

ソシエテ・ジェネラルが所有する指数（以下「SGIインデックス」という。）であるSGI米国ハイテク株モメンタム円指数をいう。ただし、下記「本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、参照指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「本スポンサー」とは、

ソシエテ・ジェネラル・インデックス（SGI）事業ユニットを通じて行為するソシエテ・ジェネラルをいう。

「本取引所」とは、

指数構成資産（以下に定義する。）（適用ある場合、当該指数構成資産の基礎となる有価証券、指数またはその他の金融商品を含む。）が取引される主要な取引所、取引市場もしくは相場システム（計算代理人が決定する。）、またはその後継もしくは代替の取引所、取引市場または相場システムをいう。

- 「関連取引所」とは、そこにおける取引が、参照指数または指数構成資産に関する先物取引およびオプション取引の全体的な市場に対して重大な影響（計算代理人が決定する。）を有する各証券取引所もしくは相場システム、またはその後継もしくは代替の証券取引所もしくは相場システムをいう。
- 「指数構成資産」とは、本社債について、（ ）原SGIインデックス（以下に定義する。）、（ ）資本性金融商品（以下に定義する。）、（ ）デリバティブおよびその他金融商品（以下に定義する。）ならびに/もしくは（ ）市場データ（以下に定義する。）またはそれらいずれかの組み合わせをいう。
- 「原SGIインデックス」とは、本社債について、SGIフューチャーズ・シリーズ - 米国エレクトロニック・マーケット・エクイティ・インデックスおよびSGIエクイティNDXイントラデー・インデックスをいう。
- 「資本性金融商品」とは、本社債について、ナスダック100^(R) 指数をいう。
- 「原インデックス」とは、参照指数に含まれるバスケット構成資産（以下に定義する。）を構成する指数をいう。
- 「バスケット構成資産」とは、原SGIインデックスおよび市場データ以外の指数構成資産をいう。
- 「デリバティブおよびその他金融商品」とは、ワラント、店頭スワップ、先物、オプション、OTCオプションまたは規制・整備された市場において取引引きされるその他一切の商品取引以外の契約をいう。
- 「市場データ」とは、本社債について、CBOEボラティリティ指数^(R)（VIX^(R)指数）、直物フィキシング（以下に定義する。）および先物アウトライイト・フィキシング（以下に定義する。）をいう。
- 「直物フィキシング」とは、1米ドルを日本円に換算するための直物外国為替の仲値、またはかかる直物外国為替を表示することを目的としたその一切の後継のサービスもしくはページをいい、本スポンサーの指示により本指数計算代理人（以下に定義する。）が決定するものをいう。
- 「先物アウトライイト・フィキシング」とは、1米ドルを日本円に換算するための1ヶ月先物為替の仲値、またはかかる1ヶ月先物アウトライイト・フィキシングを表示することを目的としたその一切の後継のサービスもしくはページをいい、本スポンサーの指示により本指数計算代理人が決定するものをいう。
- 「参照指数終値」とは、本指数計算代理人が公表する参照指数の公式な最終の水準をいう。
- 「本指数計算代理人」とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーの子会社であるS&Pオプコ・エルエルシーをいい、参照指数の水準を算定および公表する責任を負う。

- 「評価日」とは、満期日の10予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が障害日（下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、参照指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生」に定義する。）である場合、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、参照指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生」の規定に服する。疑義を避けるために、上記の10予定取引日前の日は当該日において決定され、その後にかかる評価日と満期日の間の予定取引日の日数が変わった場合でも調整は行わないことを明記する。
- 「予定取引日」とは、本指数計算代理人が参照指数終値を公表することを予定している日をいう。
- 「当初価格」とは、条件設定日における参照指数終値として計算代理人が決定するものをいう。同日が障害日である場合、当初価格はその直後の予定取引日における参照指数終値とする。ただし、当該予定取引日も障害日である場合、かかる日が障害日であることにかかわらず、当該予定取引日に、計算代理人は適切であると考えられる情報を参照して、その単独の完全な裁量により当初価格を決定する。なお、上記に従い決定された当初価格は、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、参照指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「条件設定日」とは、2021年12月30日をいう。
- 「最終価格」とは、評価日における参照指数終値として計算代理人が決定するものをいう。
- 「計算代理人」とは、ソシエテ・ジェネラルをいう。計算代理人において一切の計算、決定、調整または行為を行うことが必要とされる場合（本社債の要項に別段の定めのある場合を除く。）、計算代理人はこれらを誠実かつ商業上合理的な方法により行う。計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債の要項の概要

(1) 利息

本社債には利息は付されない。

(2) 償還および買入れ

(A) 満期における償還

本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、以下の金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。ただし、下記「参照指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

$$\text{満期償還額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{当初価格}}$$

(1円未満の端数は四捨五入する。満期償還額は0円を下回らない。)

参照指数に影響を及ぼす事由の発生

・ 障害日の発生

評価日として当初指定されていた日が障害日に該当する場合、評価日はその直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、評価日として当初指定されていた日の直後の2予定取引日がいずれも障害日である場合は以下のとおりとする。

- () 評価日として当初指定されていた日の2予定取引日後の日が、障害日であるにもかかわらず、評価日とみなされる。
- () 計算代理人が、最初の障害日の発生の直前に効力を有していた参照指数の水準の算式および算定方法に従って、当該2予定取引日後の日の評価時刻（以下に定義する。）における参照指数を構成する各有価証券の取引価格または指値（障害日を発生させた事象が当該2予定取引日後の日に関連する有価証券について生じた場合には、当該2予定取引日後の日の評価時刻における当該有価証券の価値の誠実な見積額）を用いて、当該2予定取引日後の日の評価時刻時点での参照指数の価値または水準の誠実な見積額を算定し、そのように算定された参照指数の価値または水準の誠実な見積額が参照指数終値であるとみなされる。

「障害日」とは、(a)本取引所または関連取引所がその通常取引セッションの間の取引のための営業を行わないか、(b)市場障害事由（以下に定義する。）が発生するか、または(c)SGI市場障害事由（以下に定義する。）が発生する予定取引日をいう。

「市場障害事由」とは、評価時刻直前の1時間の間に()取引障害（以下に定義する。）もしくは()取引所障害（以下に定義する。）が発生もしくは存在し、計算代理人が重要であると決定すること、または()早期終了（以下に定義する。）をいう。

A 「取引障害」とは、(a)本取引所における参照指数に関する取引の停止もしくは制限、または(b)関連取引所における参照指数に関する先物取引もしくはオプション取引に関する取引の停止もしくは制限であって、本取引所または関連取引所の許容する制限を超える価格変動その他の理由により、本取引所、関連取引所その他の者により行われたものをいう。

B 「取引所障害」とは、市場参加者が、一般に、(a)本取引所において参照指数について取引を行うこと、もしくは市場価格を取得すること、または(b)関連取引所において参照指数の先物取引もしくはオプション取引を行うこと、もしくはかかる取引の市場価格を取得することを阻害し、または損なわせると計算代理人が決定した事由（ただし、早期終了を除く。）をいう。

C 「早期終了」とは、いずれかの取引所営業日（以下に定義する。）において、(a)本取引所または(b)関連取引所が、その予定終了時刻よりも早く終了すること（ただし、本取引所または(場合により)関連取引所が、(x)当該取引所営業日における当該本取引所もしくは(場合により)関連取引所の通常取引セッションの実際の終了時刻または(y)当該取引所営業日の評価時刻に実行されるための本取引所もしくは関連取引所のシステムへの取引注文の入力の締切時刻のいずれか早い方の1時間以上前にかかる早期の終了を公表した場合を除く。）をいう。

「評価時刻」とは、午後8時（ニューヨーク時間）をいう。

「予定終了時刻」とは、本取引所または関連取引所について、当該本取引所または関連取引所の平日の予定された終了時刻（時間外または通常取引セッション外の取引は考慮しない。）をいう。

「取引所営業日」とは、本指数計算代理人が参照指数終値を公表する予定取引日をいう。

「SGI市場障害事由」とは、本社債に重大な影響を及ぼすと計算代理人が判断する指数構成資産事由（以下に定義する。）が発生することをいう。

「指数構成資産事由」とは、以下のいずれかの事由が発生することをいう。

- A 参照指数の指数構成資産を構成する資本性金融商品について、資本性金融商品障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- B 参照指数の指数構成資産を構成するデリバティブおよびその他金融商品について、デリバティブおよびその他金融商品事由（以下に定義する。）が発生すること。
- C 参照指数の指数構成資産を構成する市場データについて、市場データ障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- D 参照指数の指数構成資産を構成するいずれかの原SGIインデックスについて、原SGIインデックス障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- E 参照指数のいずれかの指数構成資産について、指数データ障害事由（以下に定義する。）が発生すること。

「デリバティブおよびその他金融商品事由」とは、以下のいずれかの事由が発生することをいう。

- (a) 関連あるデリバティブおよびその他金融商品の終値または市場価格の非公表。
- (b) 関連あるデリバティブおよびその他金融商品が取引される店頭市場または整備・規制された市場における取引の停止または制限。
- (c) 関連あるデリバティブおよびその他金融商品が取引される店頭市場または整備・規制された市場において、市場参加者が、一般に、デリバティブおよびその他金融商品の取引を行い、デリバティブおよびその他金融商品に関する清算義務を遵守し、またはデリバティブおよびその他金融商品の市場価格を取得することを阻害または損なわせる一切の事由。
- (d) 関連あるデリバティブおよびその他金融商品が取引される整備・規制された市場の予期せぬ早期の終了。
- (e) (c)および(d)に相当する事由であって、関連取引所における当該関連あるデリバティブおよびその他金融商品に関する先物、オプション、契約またはその他デリバティブの取引に影響を及ぼすもの。

「資本性金融商品障害事由」とは、原インデックスである資本性金融商品につき、()取引障害（以下に定義する。）もしくは()取引所障害（以下に定義する。）が発生もしくは存在し、計算代理人が重要であると決定すること、()評価時刻直前の1時間の間に早期終了（以下に定義する。）が発生もしくは存在すること、または()一つ以上の構成資産における上記事由のいずれか、当該原インデックスの非公表、もしくは当該原インデックスのインデックス・スポンサーもしくは指数計算代理人による障害事由の公表が発生もしくは存在することをいう。

- A 「取引障害」とは、(a)本取引所における一つ以上の原インデックス、もしくは原インデックスの原有価証券もしくは原金融商品に関する取引の停止もしくは制限、または(b)一つ以上の原インデックスもしくは原インデックスの原構成資産に関する関連取引所における先物取引もしくはオプション取引に関する取引の停止もしくは制限であって、本取引所または関連取引所の許容する制限を超える価格変動その他の理由により、本取引所、関連取引所その他の者により行われたものをいう。
- B 「取引所障害」とは、市場参加者が、一般に、(a)本取引所において一つ以上の原インデックス、もしくは原インデックスの原有価証券もしくは原金融商品について取引を行うこと、もしくは市場価格を取得すること、または(b)一つ以上の原インデックスもしくは原インデックスの原構成資産について関連取引所において先物取引もしくはオプション取引を行うこと、もしくはかかる取引の市

場価格を取得することを阻害し、または損なわせると計算代理人が決定した事由（ただし、早期終了を除く。）をいう。

- C 「早期終了」とは、いずれかの予定取引日において、(a)一つ以上の原インデックス、もしくは原インデックスの原有価証券もしくは原金融商品に関する本取引所または(b)一つ以上の原インデックスもしくは原インデックスの原構成資産に関する先物取引もしくはオプション取引にかかる関連取引所が、その予定終了時刻よりも早く終了すること（ただし、本取引所または（場合により）関連取引所が、(x)当該予定取引日における当該本取引所もしくは（場合により）関連取引所の通常取引セッションの実際の終了時刻または(y)当該予定取引日の評価時刻に実行されるための本取引所もしくは関連取引所のシステムへの取引注文の入力の締切時刻のいずれか早い方の1時間以上前にかかる早期の終了を公表した場合を除く。）をいう。

「市場データ障害事由」とは、指数構成資産である市場データについて、参照指数の計算のために本指数計算代理人が使用する市場データの水準が公表されないことをいう。

「原SGIインデックス障害事由」とは、原SGIインデックスである指数構成資産について、当該原SGIインデックスが公表されないことをいう。

「指数データ障害事由」とは、指数構成資産について、参照指数を算定するために本指数計算代理人が通常使用する当該指数構成資産に関連する指数データ（以下に定義する。）が公表されないことをいう。

「指数データ」とは、（ ）本指数計算代理人による参照指数の水準の算定のため、および/または（ ）本スポンサーによる参照指数の水準のモニタリングのために、合理的に必要とされる指数構成資産に関する一切のデータ（市場データを除く。）をいう。

・ 調整事由の発生

- A いずれかの予定取引日において、(a)参照指数が本指数計算代理人によって公表されない場合であって、計算代理人が許容しうる後継の本指数計算代理人（以下「本後継指数計算代理人」という。）によって公表される場合、または(b)参照指数が類似指数（以下に定義する。）に置き換えられた場合、当該本後継指数計算代理人により公表された指数、または当該類似指数（場合による。）を、算定され、発表された参照指数であるとみなす。

- B (a)いずれかの評価日以前に、本スポンサーおよび/または本指数計算代理人が、参照指数に係る算式もしくは算定方法に重大な変更を加えると発表し、もしくはその他の方法により参照指数に重大な修正（当該算式もしくは方法に規定された、指数構成資産の変動の場合およびその他の経常的な事由が発生した場合に参照指数を維持するための修正および/またはかかる維持のために合理的に付随する修正を除く。）を加えたと計算代理人が判断した場合（以下「指数修正」という。）、(b)いずれかの評価日以前に、本スポンサーが恒久的に参照指数を中止し、かつ類似指数が存在しない、もしくは本指数計算代理人と本スポンサーとの間の契約が終了し、かつ実務上かかる本指数計算代理人を代替することができないと計算代理人が判断した場合（以下「指数中止」という。）、または(c)いずれかの評価日に、市場障害事由の発生以外を理由に本指数計算代理人が参照指数の参照指数終値を公表することができないと計算代理人が判断した場合（以下「指数障害」といい、指数修正および指数中止とあわせて、それぞれを「指数調整事由」という。）、計算代理人は、以下のいずれかの措置をとる。

（ ） 本社債の要項に定められる、支払われるべき金額または条件が成就したか否かを決定するために用いられる算式による算定を、発表された参照指数の水準の代わりに、計算代理人が当該指数調整事由の直前における参照指数の算式および算定方法に従って、当該指数調整事由の直前に参

照指数を構成していた指数構成資産（その後本取引所への上場が廃止された指数構成資産を除く。）のみを用いて決定した当該評価日における参照指数の水準を用いて行い、また、（場合により）本社債の一切の関連ある条件の調整を行う。

- () 参照指数を、類似指数に置き換える（上記(b)に定める場合を除く。）。
- () 当該指数調整事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由（以下「期限前償還事由」という。）であるとみなす。期限前償還事由が発生した場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額（下記「(B) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還」に定義する。）に等しい金額の支払いを行う。
- () 下記「(E) 満期日までの金銭化」の規定を適用する。

「類似指数」とは、「主要な特性」が参照指数と類似していると計算代理人が判断する指数をいう。指数の「主要な特性」には、その算式および算定方法、戦略、通貨、資産区分ならびに当該指数に反映される地理的または経済的セクターが含まれる（但し、これらに限定されない。）。

・ 参照指数終値の修正

本指数計算代理人が発表する価格または水準であって、本社債に基づいて行われる計算または決定に用いられるものが事後的に修正され、かかる修正が当初の発表後（ただし、本社債に係る満期日その他の支払期日の4営業日前の日まで）に本指数計算代理人により発表され、公に入手可能なものとされた場合、計算代理人は、当該修正の結果支払われるべき金額を決定し、必要な範囲で当該修正を反映するために本社債の要項を調整する。ただし、上記において「4」とあるのは、計算代理人がユーロクリアおよびクリアストリームに適用ある規則に従い決定する異なる期限に読み替えることができる。

・ 法律変更、ヘッジ障害、保有制限事由およびヘッジ費用増加ならびにその帰結

発行日以降における参照指数に関する法律変更（以下に定義する。）、ヘッジ障害（以下に定義する。）、保有制限事由（以下に定義する。）もしくはヘッジ費用増加（以下に定義する。）の発生またはその見込み（計算代理人が判断する。）は、「特別事由」を構成する。

特別事由が発生した場合、計算代理人は、以下のいずれかの措置をとることができる。

- () 参照指数を、同一の経済的分野または地域的領域を反映する新たな指数に置き換える。
- () （ヘッジ費用増加の場合に限り）ヘッジ費用増加が発生した後の満期日において本社債につき発生する満期償還額から、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかに係るヘッジ費用増加を発生させた新規のまたは追加的な租税公課、費用または手数料の金額（当該本社債に基づく発行会社の支払義務をヘッジするためのヘッジ・ポジションに関するものであり、かかる金額は未償還の本社債に比例按分される。）を控除する（ただし、かかる控除の結果は0円を下限とする。）。

計算代理人が上記（ ）の置き換え（またはヘッジ費用増加の場合に限り上記（ ）の控除）を行わなかった場合、計算代理人は、誠実に行為して以下のいずれかを行うことができる。

- () 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由とみなす。その場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。
- () 下記「(E) 満期日までの金銭化」の規定を適用する。

「法律変更」とは、発行日、ヘッジ・ポジション（以下に定義する。）の取引日または本社債の最初の評価日（適用ある場合）のいずれか最も早い日以後に、(A)適用ある法令（租税、支払不能または自己資本規制に係る法令および指数構成資産またはその構成資産が取引される本取引所の一切の規制、規

則または手続を含むが、これに限られない。)が採択または改正されたこと、または(B)管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈が公布もしくは変更されたこと(課税当局による措置または管轄裁判所に提起された訴えを含む。)により、参照指数に関してソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが発行会社とソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結した契約を維持することが法律に違反することになったと計算代理人が誠実に判断することをいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、(場合により)ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家(以下に定義する。)による、(個別に、またはポートフォリオ・ベースで)満期日に支払期限を迎える本社債に基づく(場合により)ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家の債務の一部または全部についてのヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび/または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは責任(名称を問わない。)の購入、売却、締結または維持をいい、未償還の各本社債に比例的に割り当てられる。

「仮想投資家」とは、(a)関係法域(以下に定義する。)、現地法域(以下に定義する。)および/もしくは(場合により)租税居住法域(以下に定義する。)の租税に係る法令における適用ある関係法域、現地法域および/もしくは(場合により)租税居住法域または(b)適用ある租税条約もしくは関連する法律もしくは取決めに基づいて現地租税(以下に定義する。)に関して何らかの返金、クレジットその他の利益、免除もしくは減額が生じる可能性のある法域の居住者ではない仮想の機関投資家をいう。

「関係法域」とは、いずれかの構成銘柄の発行者の設立法域または組織法域における関連する当局をいう。

「現地法域」とは、本取引所の所在地である法域をいう。

「租税居住法域」とは、現地法域またはいずれかの構成銘柄の発行者の税法上の居住地である法域をいう。

「現地租税」とは、いずれかの法域における課税当局により課される租税公課その他これに類する費用(それぞれの場合において、それに係る利息および罰金を含む。)であって、何らかの適用ヘッジ・ポジション(以下に定義する。)に関して仮想投資家が源泉徴収を受け、支払い、またはその他の方法により負担することとなるもの(ただし、仮想投資家の純利益全体について課される法人税を除く。)をいう。

「適用ヘッジ・ポジション」とは、商業上合理的な方法で行為する仮想投資家が、当該時点において本社債についてヘッジを行うために必要であると考えらるであろうと発行会社またはその関連会社のいずれかが判断するヘッジ・ポジションをいう。

「ヘッジ障害」とは、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、商業上合理的な努力を行った後も、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結および義務の履行を行うことによる市場リスクまたはその他の関連ある価格リスク(社債価格リスク、信用価格リスク、通貨リスク、株価リスク、配当リスク、金利リスク、外国為替リスクおよび保証価格リスクを含むが、これに限られない。)をヘッジするために必要であると考える取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約および/もしくは処分を行うこと、または(b)ヘッジ・ポジションもしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の受取金を(ヘッジ・ポジションの法域(以下「関連法域」という。)内の口座間で、もしくは、場合により、関連法域内の口座から関連法域外の

口座に)自由に実現させ、回収し、受領し、もしくは送金し、もしくは移転することのいずれかができないことをいう。

「ヘッジ費用増加」とは、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結および義務の履行を行うことによる市場リスクまたはその他の関連ある価格リスク(社債価格リスク、信用価格リスク、通貨リスク、株価リスク、配当リスク、金利リスク、外国為替リスクおよび保証価格リスクを含むが、これに限られない。)をヘッジするために必要であると考える取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行い、または(b)ヘッジ・ポジションもしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の受取金を自由に実現させ、回収し、受領し、送金し、もしくは移転するために、(ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが本社債に係るヘッジ・ポジションを取得した日における状況と比較して)著しく高額な公租公課、費用または手数料(委託手数料を除く。)を負担することとなることをいう。

「保有制限事由」とは、仮想投資家が発行会社またはその関連会社のいずれかであると仮定した場合、参照指数のいずれか一つの制限構成銘柄に係る発行会社およびその関連会社の持分の合計が、許容または推奨される割合を超えて、当該構成銘柄の発行者の(直接的または間接的な)所有、支配または当該構成銘柄のいずれかの種類の議決権付証券の一定割合の議決権を構成し、または構成することが見込まれると、発行会社が、ドッド・フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法第619節(ヴォルカー・ルール)により改正された1956年銀行持株会社法(かかる法律に基づく、またはかかる法律との関係で関係政府機関により発行された要求、規制、規則、指針または指令を含む。)を遵守する目的上、判断することをいう。

・ 重大事由の発生

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、計算代理人が、その単独の完全な裁量により、満期日またはそれよりも前に、発行会社による本社債に基づく債務の履行に重大な悪影響を及ぼしうる事由が発生したと判断した場合、発行会社は、本社債の全部(一部は不可。)を、かかる決定後可能な限り速やかに、期限前償還額で償還する。

・ 通知

計算代理人が重要であると判断する調整を生じさせる事由または参照指数に影響を及ぼす特別な事由が生じた場合、計算代理人は発行会社に対して、計算代理人が行った関連する調整または決定について通知し、発行会社はそれを下記「(9) 通知」に従って財務代理人および本社債権者に通知する。本社債権者は、計算代理人の所定の住所において、かかる調整または決定の詳細に関する情報を請求により入手することができる。

・ 管理機関/ベンチマーク事由

発行日以後、参照指数に影響を与えるベンチマーク事由(以下に定義する。)が発生した、または発生する可能性がある場合と計算代理人が決定した場合、計算代理人は以下のいずれかを行うことができる。

- (A) 参照指数について、関連ある事由または状況を考慮するために計算代理人が適切と思料する調整を行う。かかる調整には、同一の経済的分野または地域的領域を反映する後継の指数の選定および本社債の条件に対するその他の変更または調整(適用ある場合、当該後継の指数に対するエクスポージャーを提供するための発行会社の増加費用、および、後継の指数が複数存在する場合

は、後継の指数の間でのエクスポージャーの配分を行うための発行会社の増加費用を反映することを目的とした調整を含む。)が含まれる場合があるが、これらに限定されない。

(B) 計算代理人が上記 (A) に基づく調整を行わなかった場合、計算代理人は、誠実に行為して以下のいずれかを行うことができる。

() 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。その場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。

() 下記「(E) 満期日までの金銭化」の規定を適用する。

「管理機関/ベンチマーク事由」とは、ベンチマーク(以下に定義する。)について、ベンチマークまたはベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関する一切の許可、登録、認定、承認、同等性決定、認可または公式の登録簿への登録が取得されていないこと、もしくは今後取得されないこと、または関連ある監督官庁もしくはその他の関連ある公的機関により棄却、却下、停止もしくは撤回されていること、もしくは今後棄却、却下、停止もしくは撤回されることをいう。いずれの場合も、発行会社、計算代理人およびその他一切の事業体のいずれもが、本社債に関するそのまたは各々の債務の履行のためにベンチマークを使用する許可を適用法令に基づいて受けていない、または今後受けないものとする。

「ベンチマーク」とは、EU BMR(以下に定義する。)の定義におけるベンチマークに該当する一切の数値であって、当該数値の全部または一部を参照することにより、本社債に基づき支払もしくは交付される一切の金額または本社債の価値が決定されるものをいう(いずれも計算代理人の決定による。)

「ベンチマーク事由」とは、ベンチマークについて、以下のいずれかが発生している、または今後発生することをいう。

() ベンチマーク中止(以下に定義する。)

() 管理機関/ベンチマーク事由。

「EU BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制(規則(EU)2016/1011号)(その後の改正を含む。)をいう。

「ベンチマーク中止」とは、ベンチマークについて、以下の一つ以上が発生することをいう。

() ベンチマークの管理機関またはその代理人が、ベンチマークの提供を恒久的または無期限に中止した、または今後中止すると発表する公式声明または情報の公表。ただし、当該声明または公表の時点で、ベンチマークを継続して提供する後継の管理機関が存在しないことを条件とする。

() ベンチマークの管理機関に係る規制監督当局、ベンチマークの通貨に係る中央銀行、ベンチマークの管理機関を管轄する破綻処理当局、またはベンチマークの管理機関に対して類似の破産もしくは破綻処理に関する権限を有する裁判所もしくは事業体による、ベンチマークの管理機関がベンチマークの提供を恒久的もしくは無期限に中止した、または今後中止すると記した公式声明または情報の公表。ただし、当該声明または公表の時点で、ベンチマークを継続して提供する後継の管理機関が存在しないことを条件とする。

() ベンチマークに関して、(a) 当該ベンチマークが測定を意図する対象市場および経済的実態を当該ベンチマークがもはや反映していない、または将来の特定の日において反映しなくなる、かつ、その指標性が今後回復されないと当該ベンチマークの管理機関に係る規制監督当局が判断したこと、ならびに(b) 公式声明または情報の公表が、当該監督当局による中止前の発表によって発効するフォールバックの一定の契約上(記載方法は問わない。)の

トリガーとなることを認識した上で行われていることを発表する、当該規制監督当局による公式声明または情報の公表。

ベンチマークについて、()管理機関/ベンチマーク事由をその他の方法で構成するもしくは生じさせる事由もしくは状況がベンチマーク中止も構成する場合、または()ベンチマーク中止および管理機関/ベンチマーク事由がその他の方法で同時に継続する場合、いずれの場合もベンチマーク中止を構成するものとし、管理機関/ベンチマーク事由を構成せず、または生じさせないものとする。

SGI米国ハイテク株モメンタム円指数に関する情報

・ 概略

1. 参照指数の説明

参照指数であるSGI米国ハイテク株モメンタム円指数は、()原インデックスであるナスダック100^(R)指数に対するロング・エクスポージャーに、原インデックスの期近先物を用いて、リスク・オフ市場環境下でのエクスポージャーを減少させるための体系的なリバランスの仕組みを組み合わせ提供すること、()原インデックスの期近先物を用いて、原インデックスの日中トレンドを捉えることを目的とするオーバーレイを提供することを目的とする。市場環境は、CBOEボラティリティ指数^(R)(VIX^(R)指数)の水準に基づいた体系的シグナルを用いて決定される。参照指数は、円と米ドルの外国為替レートの変動に対する体系的な為替ヘッジ戦略を組み込んでいる。

参照指数は、本指数計算代理人であるS&Pオプコ・エルエルシー(S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーの子会社)が計算および公表しており、本スポンサーであるソシエテ・ジェネラルが支援している。

主要な特性

ブルームバーク・ティッカー：	SGMDUTSM <Index>
リターンの種類：	プライス・リターン(以下に定義する。)
計算頻度：	日次
公表時間：	各日の終了時
参照指数開始日：	2021年9月20日
通貨：	円
手数料および費用：	下記「3. 参照指数の手数料および費用」の定めによる。
参照指数資産分類：	株式
指数構成資産：	資本性金融商品、原SGIインデックス、デリバティブおよびその他金融商品、市場データ

「プライス・リターン」とは、SGIインデックスにおいては、当該SGIインデックスがその基礎ポートフォリオのパフォーマンス(配当、利息およびその他の利益の再投資を除く。)を反映していることをいう。

2. 仕組み

2.1. 参照指数の構成

参照指数は、ナスダック100^(R)指数、SGIフューチャーズ・シリーズ - 米国エレクトロニック・マーケット・エクイティ・インデックスおよびSGIエクイティNDXイントラデー・インデックス（以下それぞれを「原バスケット構成資産」といい、総称して「原バスケット」という。）からなる仮想バスケットにより構成されている。

2.2. 原バスケットの構成と月次レビュー

原バスケットの構成と配分は、()実勢市場環境に基づいて配分を調整するために毎日見直され、()原バスケット構成資産のパフォーマンスに関連し変動した配分のリバランスおよびリセットを行うために毎月末に見直される。市場環境は、インデックス規則に定められた計算式に従って決定される。参照指数に関して発生しうる市場環境は、「リスク・オン」および「リスク・オフ」である。

参照指数における原バスケットの配分は、該当する市場環境に応じてインデックス規則に定められた計算式に従って決定される加重に体系的に調整される。

2.3. 為替ヘッジ

参照指数は、円と米ドルの外国為替レートの変動に対する体系的な為替ヘッジ戦略（以下「為替ヘッジ戦略」という。）を組み込んでおり、月末を期日とする通貨先物の仮想ポジションに相当する。原バスケットおよび月末を期日とする通貨先物に対するこの仮想エクスポージャーは、月中の米ドル - 円の為替レート的大幅な変動に対しても調整がなされることがある。

3. 参照指数の手数料および費用

参照指数は、以下の手数料および費用を差し引いて計算される。

固定取引費用：固定取引費用とは、()各指数構成資産について、かかる指数構成資産のみなし購入または清算に関連しかかる費用、および()参照指数の仮想的な配分およびバランスの変更に従い請求される理論的な固定費用であり、かかる再配分およびリバランス時の参照指数の水準に反映されるべき費用をいう。

固定複製費用：固定複製費用とは、各指数構成資産について、かかる指数構成資産のパフォーマンスを複製することに関連して発生しうる理論的な固定ランニング・コストをいう。固定複製費用は、指数構成資産の水準または価格に基づいて、日次で計算され日次で発生する。

組成手数料：組成手数料とは、参照指数の水準のパーセンテージで表示され、参照指数の組成および維持に関する本スポンサーの報酬を反映した手数料をいう。組成手数料は年率1.10%に設定されている。

4. SGIグローバル・メソドロジー

SGIグローバル・メソドロジーは、法的動向に基づきかつ技術的改善を目的として必要または望ましい場合には、随時更新および改訂されることが予想される。本スポンサーはまた、SGIグローバル・メソドロジーに基づく不明瞭さ、誤謬および漏れ（もしあれば）を是正すべく、SGIグローバル・メソドロジーを改訂するために、誠実かつ商業的に合理的な方法で行動することができる。更新および改訂されたSGIグローバル・メソドロジーは、本スポンサー内部のインデックス手続に従って承認され、SGIウェブサイト（<https://sgi.smarkets.com>）の<https://sgi.smarkets.com/en/methodology/>における「SGI Cross Asset Methodology」において公表され、かつその公表時に、参照指数およびインデックス規則に適用されるものとする。

5. インデックス規則の技術的修正

インデックス規則は、参照指数の経済戦略と一致しながら、曖昧さ、誤り、脱落を是正するために誠意を持って商業的に合理的な方法で行動する本スポンサーによって、随時修正される場合がある。

便宜上、本スポンサーは、関連するデータ内容が同等であるという条件で、データの提供者や発行者、または市場データまたは指数データのソース（以下「データプロバイダー」という。）を随時置き換える場合がある。本スポンサーがデータプロバイダーの代替が必要または望ましいと合理的に判断し、データ内容が厳密に同等であるとは限らない場合、本スポンサーはそのような代替するデータプロバイダーの選定を（a）商業的に合理的な方法で、（b）参照指数の目的と一致させ、かつ（c）本スポンサーの指数変更に関する内部手順に準拠して行わなければならない。

重要

参照指数は、原バスケットの仮想ポジションの複製を目指しているが、実際に金融商品に投資したり、金融商品を保有したりするものではない。本社債を含む参照指数のパフォーマンスに連動する商品に投資する投資家は、参照指数を構成する金融商品に対して何らの権利も有しない。参照指数は、参照指数の投資戦略に基づく指数構成資産のパフォーマンスを統計的に測定したものであり、投資ファンド、プールまたはその他の投資手段ではない。

参照指数が追跡する戦略が成功するという保証はない。

・ 免責

S&Pダウ・ジョーンズ

参照指数であるSGI米国ハイテク株モメンタム円指数はソシエテ・ジェネラルの財産であり、ソシエテ・ジェネラルは参照指数の計算を目的としてS&Pオプコ・エルエルシー（S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー（以下、本項において「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」という。）の子会社）と契約を交わしている。「S&P^(R)」はスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービス・エルエルシー（以下「SPFS」という。）の登録商標であり、「ダウ・ジョーンズ^(R)」はダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エルエルシー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標であり、これらの登録商標はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスに対してライセンス供与されている。ソシエテ・ジェネラルは、「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスにより計算」およびその関連する定型表記の使用を許諾されている。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス、SPFS、ダウ・ジョーンズのいずれも、また、それらの関連会社のいずれも、参照指数の支援および販売促進を行わず、参照指数の計算における過誤または遺漏について一切責任を負わないものとする。

ソシエテ・ジェネラル

参照指数であるSGI米国ハイテク株モメンタム円指数は、ソシエテ・ジェネラルにより開発され、ソシエテ・ジェネラルにその権利が帰属する。従って、第三者は、ソシエテ・ジェネラルより明示的に付与される場合を除き、その所有者としての権利を有さないものとする。S&Pオプコ・エルエルシー（S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーの子会社）は、参照指数（およびインデックス規則（計算方法を含むが、これに限定されない。））に関する所有権およびその名称に関する全ての知的財産権がソシエテ・ジェネラルの独占的財産となり、独占的財産であり続けることを認める。

ソシエテ・ジェネラルは、参照指数またはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性について保証せず、また、当該参照指数に関する過誤もしくは遺漏ならびに/または当該参照指数の計算および/もしくは発信の中断に対して一切責任を負わないものとする。ソシエテ・ジェネラルは、その他

の者または事業体が参照指数またはそれに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であれ黙示的であれ、いかなる保証も行わない。ソシエテ・ジェネラルは、参照指数またはそれに含まれるデータについて、明示または黙示のいかなる保証も行わず、かつ、その商品性または特定の目的もしくは用途への適合性に関する全ての保証を明示的に否認する。上記を何ら制限することなく、ソシエテ・ジェネラルは、特別損害、懲罰的損害、間接的損害もしくは派生的損害または逸失利益について、かかる損害の可能性について知らされていたとしても、一切責任を負わないものとする。

ナスダック

参照指数のパフォーマンスに連動した商品（もしあれば）（以下「本商品」という。）は、ナスダック・インクまたはその関連会社（ナスダック・インクおよびその関連会社を、以下「ナスダック社」と総称する。）によって支援され、推奨され、販売され、または販売促進されるものではない。ナスダック社は、本商品の合法性もしくは適切性または本商品に関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について表明していない。ナスダック社は、本商品の所有者または公衆一般に対して、一般的には有価証券に投資すること、とりわけ本商品に投資することの適否、またはSGI米国ハイテク株モメンタム円指数が一般的な株式市場のパフォーマンスに追従する能力について、明示的であれ黙示的であれ、いかなる表明または保証も行わない。ナスダック社とソシエテ・ジェネラル（以下「ライセンシー」という。）との関係は、「ナスダック^(R)」、「ナスダック100^(R)」およびナスダック社の一定の商号のライセンス供与、ならびにライセンシーまたは本商品とは無関係にナスダックが決定、構成および計算を行うナスダック100^(R)指数の使用に限定される。ナスダックは、SGI米国ハイテク株モメンタム円指数の決定、構成または計算を行うにあたり、ライセンシーまたは本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負わない。ナスダック社は、本商品の発行の時期、価格もしくは数量の決定または本商品の換金に関する計算方法の決定もしくは計算に責任を負わず、これらに関与していない。ナスダック社は、本商品の管理、マーケティングまたは取引に関する責任を負うものではない。

ナスダック社は、SGI米国ハイテク株モメンタム円指数またはそれに含まれるデータの正確性および/または中断のない計算について保証しない。ナスダック社は、ライセンシー、本商品の所有者またはその他の者もしくは事業体がSGI米国ハイテク株モメンタム円指数またはそれに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であれ黙示的であれ、いかなる保証も行わない。ナスダック社は、ナスダック100^(R)指数またはそれに含まれるデータについて、明示または黙示のいかなる保証も行わず、かつ、その商品性または特定の目的もしくは用途への適合性に関する全ての保証を明示的に否認する。上記を何ら制限することなく、ナスダック社は、逸失利益または特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接的損害もしくは派生的損害について、かかる損害の可能性について知らされていたとしても、一切責任を負わないものとする。

(B) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還

税制事由（以下に定義する。）、特別税制事由（以下に定義する。）または規制事由（以下に定義する。）が発生した場合、計算代理人は、関連通知（以下に定義する。）を行うことにより、（ ）本社債の期限前償還（以下に定義する。）の規定または（ ）下記「(E) 満期日までの金銭化」の規定のいずれかを適用することを決定することができ、不可抗力事由（以下に定義する。）または債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）が発生した場合、計算代理人は、本社債の期限前償還の規定のみを適用することができる。

「税制事由」とは、() 租税法域(以下に定義する。)の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更(発行日以降に有効となるものに限る。)の結果、発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であって、() 発行会社が、その利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合をいう。

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「特別税制事由」とは、発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払いに関する取決めにもかかわらず、租税法域の法令に基づき、本社債に係る次回の支払い(元金または利息(もしあれば)の支払いを含む。)または交付の際に、当該時点において期限が到来している金額の全額の支払いまたは交付(場合による。)を、本社債権者に対し行うことを禁止される場合をいう。

「規制事由」とは、発行会社および/もしくはその他の立場(本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。)におけるソシエテ・ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社(以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ・ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。)のいずれかに関する法令変更(以下に定義する。)が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

() いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行するために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用(名称の如何にかかわらず)の金額または担保提供義務が(当該事由が発生する前の状況と比較して)著しく増加すること(本社債の発行に関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。)

() 規制事由関係者が(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持、償還もしくは決済するため、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行に関して利用することができるその他の取引に係る資産(もしくはかかる資産に対する持分)について取得、保有、資金提供もしくは処分を行うため、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ・ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の間で締結された契約に関する義務を履行するため、もしくは(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行うため、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うために、発行日時時点で保有していない免許、承認、許可もしくは登録を政府、政府間もしくは国際的な機関、組織、省庁もしくは部局から取得しなければならなくなり、もしくは新たな規制を遵守するために定款を変更しなければならなくなること。

() 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「法令変更」とは、()発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、()発行日時時点ですでに効力を生じていたが、発行日時時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が施行もしくは適用されること、または()発行日時時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関(発行日時時点で存在したものに追加

され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。)による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

「関連通知」とは、下記「(9) 通知」に従い、() 税制事由、規制事由または不可抗力事由の場合は30日以上45日以内、() 特別税制事由の場合は7日以上45日以内に、本社債権者および財務代理人に対し行われる通知(本社債権者に対する通知については取消不能。)をいう(債務不履行事由については下記「(5) 債務不履行事由」の規定に服する。)。

「本社債の期限前償還」とは、本社債の全部(一部は不可。)を、随時、期限前償還額で償還することをいう。

「期限前償還額」とは、計算代理人が決定する本社債の償還の期日における公正市場価額に相当する金額をいい、(本社債権者に公正な市場価値を償還するために回避することのできない費用を考慮した後)かかる期限前償還がなければ当該期限前償還日より後に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。疑義を避けるために、債務不履行事由の発生後における期限前償還額の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する(この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができることとみなされる。)。

「不可抗力事由」とは、発行日以後、規制事由関係者の責めに帰すべからざる事由または国家行為が発生したことを理由に、規制事由関係者が本社債に基づくその義務を履行することが不可能となり、その結果本社債の継続が確定的に不可能となることをいう。

(C) 引受けおよび買入れ

発行会社は、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を引き受け、かつ/または買入れる権利を有する。発行会社により引き受けられ、または買入れられた本社債はすべて、フランス通貨金融法典L.213-0-1条および第D.213-0-1条に従って引き受け、または買入れ、かつ保有することができる。

(D) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買入れられた本社債は、すべて直ちに消却される。買入消却された本社債はすべて、財務代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(E) 満期日までの金銭化

上記「(B) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還」との関係で発行会社が満期日までの金銭化を適用することを選択し、または上記「(A) 満期における償還、参照指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に基づいて計算代理人が本項に基づく金銭化を適用することを選択した場合、発行会社は、満期日における満期償還額の支払いを行う債務を負わず、それに代えて、その債務の完全かつ最終的な履行として、下記に定める金額の支払いを行う。

発行会社は、各本社債について、満期日に、(a) ヘッジ・ポジションを(特に、ヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任(もしあれば)を、ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることにより)清算した結果、完全清算日(以下に定義する。)に(場合により)ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家に残されることとなる正の金額の純額(かかる金額または必要に応じてかかる金額を完全清算日における関連直物為替レート(以下に定義する。)を用いて日本円に換算したものを、この規定および複利法(以下に定義する。)との関係で「計算金額」という。)に、(b)(x) 完全清算日(同日を含む。)から(y) 満期日の4営業日前の日(同日を含まない。)までの期間(この規定および複利法との関係で「計算期間」という。)に、計算金額につき複利法に従って発生する利息(ただし、上記(y)において「4」とあ

るのは、計算代理人がユーロクリアおよびクリアストリームに適用ある規則に従い決定する異なる期限に読み替えることができる。)を加えた金額に基づいて計算代理人が決定した金額の支払いを行う。疑義を避けるため、ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家によりヘッジ・ポジションとして保有される資産に係る清算金は、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかについてヘッジ・ポジションに基づいて生じる責任(もしあれば)を消滅させるために優先的に用いられたとみなされること、および上記の計算金額は最小でゼロとなりうることを明記する。

「関連直物為替レート」とは、計算代理人が決定する、一定の金額を一定の日に日本円に換算するために用いられる当該金額の表示通貨の日本円への為替レートをいう。

「複利法」とは、利息の金額が、関連する計算期間における各複利期間(以下に定義する。)に係る複利期間金額(以下に定義する。)の合計額に等しいことをいう。

「複利期間」とは、ある計算期間における複利日(以下に定義する。)(同日を含む。)からその直後の複利日(同日を含まない。)までの各期間をいう。

「複利日」とは、ある計算期間における各営業日をいう。

「複利期間金額」とは、ある複利期間に関し、(a)調整後計算金額(以下に定義する。)に(b)複利利率(以下に定義する。)および(c)日数係数(以下に定義する。)を乗じて得られた数値をいう。

「調整後計算金額」とは、(a)ある計算期間の最初の複利期間については、当該計算期間に係る計算金額をいい、(b)当該計算期間におけるその後の複利期間については、当該計算期間に係る計算金額と当該計算期間のそれに先立つ各複利期間に係る複利期間金額の合計に等しい金額をいう。

「複利利率」とは、ある複利期間金額について、計算代理人が関連する複利期間の初日に決定する、発行会社により提示された日本円に係る年利率をいい、日本円に関して用いられる特定の複利利率は、計算期間の初日から計算代理人の事務所において提供される。

「日数係数」とは、複利法との関係において、複利期間の正確な日数(初日を含むが、最終日を含まない。)を360で除した数をいう。

「完全清算日」とは、ヘッジ・ポジションの清算金(特に、かかるヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任(もしあれば)を、かかるヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることによるものを含む。)が(場合により)ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家によって全額受領されたとみなされる日として計算代理人が決定する日をいう。

(3) 支払いおよび交付

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の円建て口座への振込みまたは被支払人の選択に従いかかる銀行宛の円建て小切手により行われる。

(B) 本社債の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは(下記の規定に従い)上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国(アメリカ合衆国(その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。))外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該本社債権者が指定する合衆国外の住所へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在す

る銀行の口座に対して行われる。下記の規定に従い、確定社債券である本社債に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する支払いは、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、（必要に応じて）各支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリアもしくはクリアストリームの記録上になされる（当該決済機関はまた、関連する大券上の持分の保有者に対する関連ある各支払いを記録する。）。

(D) 支払いに適用される一般条項

本社債の大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ、発行会社によってかかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

いかなる支払いも、合衆国内の口座宛になされてはならない。

(E) 税金等に関する法令の遵守

()すべての支払いは、あらゆる法域の税金その他の事項に関する法令および指令（法の適用によるものであるか、発行会社またはその代理人の契約によるものであるかを問わない。）を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わず（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）、また、()すべての支払いは、アメリカ合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除の対象となり、また、()すべての支払いは、内国歳入法第871条(m)に基づいて要求される源泉徴収または控除の対象となる。

かかる支払いに関して、本社債権者に対して何らの手数料または費用も課されない。ただし、疑義を避けるために、本要項に定めるヘッジ費用増加が発生した場合における規定を適用することを計算代理人が選択する権利は妨げられないことを明記する。

(F) 支払営業日

本社債に関する支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、その本社債権者は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京およびニューヨークならびに（確定社債券の場合には）関連する呈示の場所において、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っている日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、()本社債の満期償還額、()本社債の期限前償還額、()下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および()本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額(利息を除く。)を含む。

(H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により日本円を取得できなくなった場合、発行会社は、その本社債権者に対する支払義務を、支払期日の4営業日前の日の正午(パリ時間)における適当な銀行間市場の日本円によるユーロまたは(場合により)米ドルの買値のスポット為替レート(かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート)により換算したユーロ建てまたは米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは(場合により)米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

(I) 財務代理人および支払代理人

当初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- () 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人(財務代理人がなることができる。)が存在しなければならない。
- () 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人(財務代理人がなることができる。)が存在しなければならない。
- () 計算代理人が存在しなければならない。
- () 常に財務代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人(「支払代理人」)

名称	住所
ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク・エスエー (Société Générale Luxembourg S.A.) (財務代理人)	ルクセンブルク ルクセンブルク市 L-2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter L-2420 Luxembourg, Luxembourg)

いかなる変更、解任、選任または交代も、(支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。) 「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債は、フランス通貨金融法典L.613-30-3条第1-3°項に定める上位優先債務としての順位を有する、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務を構成する。

本社債は、その相互間において何らの優先もなく同等かつ比例的な順位を有し、また、() フランス法第2016-1691号の施行日である2016年12月11日現在の発行会社のその他すべての未償還の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と同順位であり、() フランス法第2016-1691号の施行日である2016年12月11日後に発行された発行会社の現在または将来のその他すべての直接、無条件、無担保かつ上位優先の債務(通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に定める。)と同順位であり、() 法定の優先例外規定の対象となる発行会社の現在または将来のすべての請求に劣後し、また() 発行会社の現在および将来のすべての上位非優先債務(通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項に定める。)ならびに現在および将来のすべての劣後債務および超劣後債務に優先する。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを以下「債務不履行事由」という。)が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は、期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

() 本社債について支払期限が到来した一切の金額の支払いまたは交付について発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。

() 発行会社が本社債に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること(ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。)

() 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会

代理契約は、本社債または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議(以下「特別決議」という。)による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債に関する一定の条項の変更(本社債の満期日の変更、本社債に係る元金の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および/もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらに対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない(代理契約により詳細な規定がなされる。))を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面総額の3分の1以上

を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者の同意なくして、本社債または代理契約の変更のうち、()本社債もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、()本社債権者の利益を著しく害しないもの(ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。)、()明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または()法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書(以下「租税条約」と総称する。)上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、法的または税制上の助言を意図したものではなく、そのように解釈されるべきでもなく、また、本社債の購入、所有または処分の決定に関連しうるフランス税制上のあらゆる検討事項について、包括的な説明を提示することを目的としていない。本項に含まれる情報はフランスの源泉徴収税に関連する事項に限定されており、したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分の結果、自身がその対象となりうる州、地方またはフランス国外の税法(フランスの税法を含む。)上の影響および自身の税務上の状況について、独自の税制上の助言を受けるべきである。

本社債について発行会社によってなされた収益の支払いには、当該支払いがフランス国外のフランス一般租税法第238-0条Aに定められた特定の非協調国または地域(*Etats ou territoires non coopératifs*)(以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条Aに定められる源泉徴収税が課されない。本社債に基づく支払いがフランス国外の特定の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条Aに基づいて75%の源泉徴収税が適用される(ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)。非協調国のリストは、行政庁による命令により公表され、毎年更新される。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに従い、当該本社債の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において設立された金融機関の帳簿上に開設された口座に対して支払われた場合、発行会社の課税収益の控除対象とはならない(以下「控除除外」という。)。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない収益は、フランス一般租税法第109条以下に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる源泉徴収税が()税法上のフランス居住者でない個人が享受する支払いに対しては12.8%、()税法上のフランス居住者でない法人が享受する支払いに対しては30%(フランス一般租税法第219-1条に定める、2020年1月1日以後に開始する事業年度に係る標準的な法人税率と同

率)、または() フランス国外の特定の非協調国でなされた支払いに対しては75%の税率で課される場合がある(ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)。

上記にかかわらず、本社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、本社債の発行にはフランス一般租税法第125条A に基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除除外のいずれも適用されない(以下「本例外」という。)。フランスの公共財政公報 税務B01-INT-DG-20-50-20140211第550号および第990号、B01-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211第70号および第80号ならびにB01-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320第10号に基づき、本社債が下記のいずれかに該当する場合、本社債の発行は、発行会社がかかる本社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

() フランス通貨金融法典第L.411-1条に定められる公募または非協調国以外の国における公募に相当するものによって勧誘される場合。ここに「公募に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への勧誘書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。

() フランスもしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されており(ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。)、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合(ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体が非協調国に所在しない場合に限る。)。

() その発行時において、フランス通貨金融法典第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の受渡しおよび支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の業務における取扱いが認められている場合(ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。)。

本要項に別段の定めがある場合を除き、本社債に係る一切の支払いおよび交付は、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の公租公課、賦課または政府課徴金(性質の如何を問わない。)を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

本社債に係る支払いが租税法域の法令に基づいて現在または将来の公租公課、賦課または政府課徴金(性質の如何を問わない。)に係る源泉徴収または控除の対象となる場合、発行会社は、法律により許容される限度で、かかる源泉徴収または控除の後、各本社債権者が、当該時点で支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払う。ただし、次の場合には、本社債に関し、かかる追加額は支払われない。

(a) 単なる本社債の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債に関するかかる公租公課、賦課または政府課徴金に対する責任を負担している者が所持人である場合。

(b) 関連日(下記「(13) その他、(B) 消滅時効」に定義する。)から30日を超える期間が経過した後、支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、()内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他内国歳入法第1471条ないし第1474条、これらに基づく規則もしくは契約、これらの公式解釈もしくはこれらに係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、()第871条(m)規則(以下に定義する。)に従って行

われ、または()その他の米国法によって課される源泉徴収または控除について、本社債に関し、いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。また、発行会社は、第871条(m)に基づく源泉徴収額の決定に際し、一切の「配当同等物」(内国歳入法第871条(m)において定義される。)について、その支払いに適用される最も高い税率を適用して源泉徴収を行う権利を有する(適用法令に基づき当該源泉徴収について利用可能な一切の免除措置または減額措置を考慮しない。)

「第871条(m)規則」とは、内国歳入法第871条(m)に基づき発行される米国財務省規則をいう。

日本国の租税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書提出日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令(以下「日本の税法」という。)に基づくものである。

日本の税法上、本社債のような金融商品の取扱いが法令上明確に規定されているわけではなく、本社債が普通社債と同様に取り扱われると確定しているわけではないため、仮に、日本の税法上それとは異なる取扱いとなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性がある。しかし、本社債が普通社債と同様に取り扱われることを前提として、下記(b)では、日本国の居住者である個人の本社債に関する課税上の取扱いの概略について、また下記(c)では、内国法人についての本社債に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%(15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および5%の地方税の合計)の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本社債の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%(15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および5%の地方税の合計)の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本社債に係る譲渡損益および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等(特定公社債を含む。)の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失(償還差損を含む。)については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等(特定公社債を含む。)に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本社債は、金融商品取引業者等開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本社債の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款および本社債ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者は、本社債に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続ならびに本社債に起因または関連する契約外の義務に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起することができ、また、複数の法域において同時に関連手続の提起を行うことができる。

発行会社は現在英国、E14 4SG ロンドン、カナリー・ワーフ、ワン・バンク・ストリーに所在するソシエテ・ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通 知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な一般日刊紙に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまでは、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリームのために保有されている限り、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームによる本社債権者への伝達を目的として、それらの機関に対して関連する通知を交付することにより、かかる新聞への掲載に代えることができる。

かかる通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面によりなされ、（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、財務代理人およびユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームが当該目的のために同意する方法で、本社債権者によりユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームを通じて財務代理人に対して行うことができる。

(10) 英国1999年契約（第三者権利）法

本社債は、本社債のいずれかの条項を強制または享受する英国1999年契約（第三者権利）法に基づく権利を付与するものではない。ただし、このことは、同法とは別に存在し、または実行することができる第三者の権利または救済策に影響を及ぼさない。

(11) 相殺権の放棄

本社債の所持人は、いかなる場合でも、発行会社が当該所持人に対して直接的または間接的に有し、または取得した権利、請求権または責任（発生理由の如何を問わない。また、疑義を避けるために、本社債に関するものであるか否かを問わず、あらゆる契約その他の文書に基づいて、もしくはこれらに関して生じた権利、請求権および責任または契約外の義務を含むことを明記する。）に対して放棄対象相殺権（以下に定義する。）を行使し、または主張することはできず、かかる各所持人は、かかる現実の、または潜在的な権利、請求権および責任に関して、適用ある法令によって認められる限りで放棄対象相殺権のすべてを放棄したとみなされる。

疑義を避けるため、本「(11) 相殺権の放棄」の規定は、何らかの減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求の権利を付与したのではなく、かかる権利を認めたものと解釈されるべきものでもなく、また、本「(11) 相殺権の放棄」がなければ本社債の所持人のいずれかにかかる権利が認められ、またはその可能性がある旨を定めたものではないことを明記する。

本「(11) 相殺権の放棄」において「放棄対象相殺権」とは、本社債に基づいて、またはこれらに関して、直接的または間接的に減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求を行う本社債の所持人の一切の権利または請求権をいう。

(12) ベイルインおよび減額または転換権の承認

(A) 発行会社の債務に対するベイルインおよび減額または転換権の承認

各本社債権者（本項において、本社債の現在または将来の実質持分の保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、関連破綻処理当局（以下に定義する。）による本社債に基づく発行会社の債務に対するベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果に拘束されることを承認、承諾、同意および合意する。かかるベイルイン権限の行使およびその帰結には、以下のいずれか一つまたは複数が含まれる場合がある。

- () 支払債務（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額。
- () 支払債務の全部または一部の株式、その他の有価証券または発行会社その他の者の他の債務への転換（および本社債権者への当該株式、有価証券または債務の発行）（本社債の要項の修正、改訂または変更による場合を含み、かかる場合、本社債権者は、本社債に基づくその権利に代わり、当該株式、その他の有価証券または発行会社その他の者の他の債務を受諾することに同意する。）。
- () 本社債の消却。
- () 本社債の満期日の修正もしくは変更（一時的な支払停止による場合を含む。）

また、各本社債権者は、本社債を取得することにより、本社債の要項が、関連破綻処理当局または規制当局によるベイルイン権限の行使に服し、また、当該ベイルイン権限の行使を有効にするため、必要に応じ修正される場合があることを承認、承諾、同意および合意する。

以上の記載におけるベイルイン権限の行使を、以下「法定ベイルイン」という。

(B) 法定ベイルインの帰結

支払債務の返済または支払いの期限の到来がそれぞれ予定された時点で、発行会社またはそのグループのその他の構成員に適用される有効なフランスまたはルクセンブルクおよび欧州連合の適用

法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが認められる場合を除き、いかなる支払債務の返済または支払いについても、発行会社に関する法定ペイルインの行使後は、支払期限が到来せず、支払いが行われない。

本社債に関して法定ペイルインが行使された場合、発行会社は、かかる法定ペイルインの行使について本社債権者に対して上記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに書面による通知を行う。また、発行会社は、かかる通知の写しを情報提供のため財務代理人に交付するが、財務代理人は、かかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社が通知を遅滞した場合、または通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定ペイルインの有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

本社債に関する法定ペイルインの行使の結果による本社債の消却、支払債務の一部または全部の減額、および本社債の発行会社その他の者の他の有価証券または債務への転換は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を付与するものではなく、かかる権利は本項により明示的に放棄される。

本項に基づき、法定ペイルインが行使された場合、発行会社および各本社債権者（本社債の実質持分の保有者を含む。）は、法定ペイルインの行使に関連して(a)財務代理人が本社債権者からいかなる指示も受ける義務を負わないこと、および(b)財務代理人は英国法代理契約に基づきいかなる義務も課されないことに同意する。

上記にかかわらず、法定ペイルインの行使の完了後に未償還の本社債が残存する場合（例えば、法定ペイルインの行使の結果、本社債の元金が部分的に減額されるのみとなる場合）、英国法代理契約に基づく財務代理人の義務は、発行会社および財務代理人が英国法代理契約の改定契約に従って合意する範囲内において、当該完了後の本社債について継続して適用される。

法定ペイルインにおいて、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が支払債務の総額未満の金額に関して行使された場合、財務代理人が、発行会社または関連破綻処理当局から異なる指示を受けた場合を除き、本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる場合がある。

本項に規定される事項は、上記の事項に関するすべてを網羅したものであり、発行会社と各本社債権者との間のその他の契約、取決めまたは合意を排除する。

本社債権者は、本項に基づく手続において必要な費用（発行会社および財務代理人が負担するものを含むが、これらに限られない。）の一切を負担する義務を負わない。

本「(12) ペイルインおよび減額または転換権の承認」において、以下の用語は以下に定める意味を有する。

「支払債務」とは、発行会社により発行された本社債の未償還金額であって未だ取消されていない、またはその他支払義務を免れていないものをいう。

「ペイルイン権限」とは、銀行、銀行グループ会社、信用機関および/または投資会社の破綻処理に関連する一切の法令、規則または要件（信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組の設定のための欧州連合の指令または欧州議会および欧州連合理事会の規則の一環として導入、採択または施行された一切の法令、規則もしくは要件、または銀行、銀行グループ会社、信用機関もしくは投資会社またはその関連会社の債務を減額、消却、および/または株式もしくはその他有価証券または債務者またはその他一切の者の債務に転換するその他一切の適用ある法令規則（その後の修正等を含む。）を含むが、これらに限定されない。）に基づき、その時々において存在する、あらゆる法定の消却権限、減額権限および/または転換権限をいう。

「関連破綻処理当局」とは、ソシエテ・ジェネラルに対しペイルイン権限を行使する権限を有する一切の監督官庁をいう。

(13) その他

(A) 代わり社債

本社債が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償（かかる補償には、とりわけ、紛失、盗取または毀損したとされる本社債が、その後、支払いのために呈示された場合、発行会社の要求に応じ、当該本社債に関し発行会社が支払義務を負う金額を発行会社に対し支払うべき旨規定されている場合がある。）等を提供することにより、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債の取替えは、ルクセンブルクの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律（その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。）の手續に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後10年間、元金に関する請求を行わない場合、本社債に関する請求は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、（ ）本社債について異議が申し立てられ、かつ（ ）本社債が失権（1996年非任意占有喪失法に定義される。）する前に本社債の期限が到来した場合、本社債に基づいて支払われるべき（しかし、いまだ当該本社債権者に支払われていない）金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルクの委託基金（Caisse des consignations）に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(9) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行

発行会社は随時本社債権者の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日および/または発行価格を除く。）で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式、権原および譲渡

(イ) 様式および権原

本社債は、仮大券の様式により発行され、発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に交付される。

本社債がユーロクリアおよび/またはクリアストリームのために保有されている大券によって表章されている間、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームの記録上、本社債の一定の額面金額の保有者として記録されている者（ユーロクリアまたはクリアストリームを除く。）（この関係で、一定の者の口座に対応する本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームにより発行される証明書その他の文書は、明らかな誤りがある場合を除き、すべての点で終局であり、拘束力を有する。）は、本社債の当該額面金額に係る元利金の支払い以外のすべての点で、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる。かかる元利金の支払いに関しては、関連する大券の所持人は、当該大券の要

項に従い、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる（「本社債権者」および「本社債の所持人」ならびにそれらに関連する文言は、上記に従って解釈される。）。

（ロ）大券の持分の譲渡

ユーロクリアまたはクリアストリームのために保有される大券により表章される本社債は、当該時点におけるユーロクリアまたはクリアストリームの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

大券に係る実質的持分の譲渡は、ユーロクリアまたはクリアストリームにより、また、その後は他の参加者および（適切である場合）当該持分の実質的な譲渡人および譲受人のために行うための決済機関の間接的参加者により実行される。

（ハ）交換

大券に係る実質的持分は、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および運用手続のみに従い、また、代理契約に定める要項に基づき、上記「（ロ）大券の持分の譲渡」の規定および一切の適用ある法律上および規制上の制限に服することを条件に、確定社債券または（同じ通貨建ての）他の大券の実質的持分と交換することができる。

交換日（以下に定義する。）以降、本社債に係る仮大券の持分は、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、上記の実質所有に係る非米国証明書と引換えに（ただし、かかる非米国証明書が上記の規定に従ってすでに交付されている場合を除く。）請求により（無料で）恒久大券の持分に交換することができる。本社債に係る仮大券の恒久大券の持分への交換は、本社債に係る確定社債券がいまだ発行されていない場合にのみ行われる。本社債に係る確定社債券がすでに発行されている場合には、本社債に係る仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。本社債に係る仮大券の保有者は、適正に非米国証明書を提出したにもかかわらず仮大券の恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

下記（ ）ないし（ ）に定める事由（以下、それぞれ「交換事由」という。）のいずれかが発生した場合、恒久大券の全部（一部は不可。）が、（無料で）確定社債券に交換されるものとし、また、下記（ ）に定める事由が発生した場合は、発行会社が当該交換を行うものとする。

（ ）債務不履行事由が発生し、継続していること。

（ ）ユーロクリアおよびクリアストリームがともに連続する14日以上営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が受けること。

（ ）発行会社が、本社債に係る次回の支払いの際に、上記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要であること。

交換事由が発生した場合、発行会社は、上記「(9) 通知」に従い直ちに本社債権者に通知を行う。交換事由が発生した場合、（当該大券に対する持分の保有者の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび/またはクリアストリームは、財務代理人に交換を求める通知を行うことができる。かかる一切の交換は、財務代理人が最初の関連ある通知を受領した日から10日以内に行われるものとする。

「交換日」とは、()本社債に係る仮大券の発行後40日を経過した時点および()本プログラムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日が経過した時点のいずれか遅い方の直後の日をいう。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ペイルイン規制

発行会社が本社債に基づく債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある要因

発行会社が債務不履行となりまたは破産した場合、本社債権者は、投資した金額の一部または全部を喪失する可能性がある。発行会社が法定のペイルイン制度（以下「ペイルイン」という。）に関連する規制に関する措置の対象となる場合、その負債は減額されてゼロとなる可能性、持分証券（株式）もしくは債務証券に転換される可能性、または満期が延長される可能性がある。本社債権者の投資は、いかなる保証または補償制度の対象ともならない。発行会社の信用格付けは、そのコミットメントを履行する能力の評価である。したがって、発行会社の格付けの実際のまたは予想される格下げは、本社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

金融機関の破綻処理に関するフランス法および欧州の法令により、発行会社が破綻処理の条件を満たしているとみなされた場合、本社債の減額もしくは株式への転換、またはその他の破綻処理措置が義務付けられる可能性がある。

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が、2014年7月2日に施行された。

また、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）および単一破綻処理基金の枠組の中で信用機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的規則および統一的手続を確立するための欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則（EU）第806/2014号（以下「SRM規則」という。）は、各国の破綻処理当局との連携の下、欧州・単一破たん処理委員会（以下「SRB」という。）に付与される一元化された破綻処理の権限を設定している。

2014年11月以降、欧州中央銀行は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づくユーロ圏加盟国の重要な信用機関の健全性における監督を引き継いでいる。また、信用機関および一定の投資会社の破綻処理についてユーロ圏全体の一貫性を確保するため、SRMが導入されている。前述の通り、SRMはSRBによって運用されている。SRM規則第5条（1）に基づき、SRMは、欧州中央銀行の直接的な監督に服するこれらの信用機関および一定の投資会社について、BRRDに基づきEU加盟国の破綻処理当局に付与されているものと同等の責任および権限を付与されている。SRBは、2016年初頭より当該権限の行使が可能となった。

発行会社は、SSM内における欧州中央銀行と各国の権限のある当局との、および各国の指定当局との連携に関する枠組を設定するための欧州中央銀行の2014年4月16日付規則（EU）第468/2014号（SSM規則）第49条（1）に定める重要な監督対象法人（a significant supervised entity）に指定されており、その結果、SSMにおける欧州中央銀行による直接の監督に服している。これはすなわち、発行会社が、2015年に有効となったSRMにも服していることを意味している。SRM規則はBRRDを踏襲し、また、その大部分においてBRRDを参照しており、これによりSRBは、各国の関連ある破綻処理当局が行使しうる権限と同一の権限を行使することが可能となっている。

BRRDおよびSRM規則は、信用機関および一定の投資会社の再建および破綻処理に関するEU全域にわたる枠組を設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破綻が経済および金融システムに与える影響（納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。）を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を各EU加盟国が指定する破綻処理当局（以下「破綻処理当局」という。）に与えるために必要であるとされている。

SRM規則により、破綻処理の権限は一元化され、各国の破綻処理当局と連携するSRBに付与される。SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局を承継し、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。金融機関の破綻処理計画の準備に関連するSRBと各国の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

SRBは、発行会社の破綻処理当局である。

BRRDおよびSRM規則により破綻処理当局に付与される権限には、資本（劣後債務を含む。）および適格債務（低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、上位債等の高順位の債務を含む。）に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行者である金融機関の損失を吸収させる減額または転換を行う権限（以下「ベイルイン権限」という。）が含まれている。SRM規則によると、（ ）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと破綻処理当局が判断し、（ ）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがなく、かつ（ ）破綻処理の目的（特に、重要な機能の継続性を維持すること、金融システムに対する重大な悪影響を回避すること、特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護することならびに顧客の資金および資産を保護すること）を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

破綻処理当局は、減額もしくは転換が行われない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断したとき、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としているとき（SRM規則第10条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれと併せて、資本（劣後債務を含む。）のすべてまたは一部を減額し、または株式に転換することができる。本社債の要項には、破綻処理および実質破綻時における資本の減額または転換に関連するベイルイン権限の実行に関する規定が含まれている。

ベイルイン権限により、本社債は、完全に（つまりゼロまで）、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の持分証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある（例えば、満期日および/もしくは利息が変更され、かつ/または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われるべきである。株主ならびに資本およびその他の適格債務の保有者が、減額または転換その他により、損失の吸収および自己資本を含む全債務の8%の資本再構築に充当するための最低額の拠出を行うまでは、かかる支援は行われない。

BRRDは、破綻処理当局に対し、ベイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、債務の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、債務の要項の変更（満期日および/もしくは利息額の変更ならびに/または一時的な支払いの停止を含

む。)、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の相場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局は、破綻処理措置(ペイルイン権限の実行を含む。)を実施する前、または関連する資本の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

BRRDおよびSRM規則に基づく措置が発行会社もしくは発行会社のグループに適用され、またはかかる適用が示唆された場合、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値、および/または本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資家はその投資全額を失う可能性がある。

また、発行会社の財政状況が悪化した場合、ペイルイン権限が存在すること、または破綻処理当局が発行会社もしくは発行会社のグループが存続不能であると判断したときに、破綻処理措置とは別に、もしくは破綻処理措置とともに減額もしくは転換を行う権限もしくはその他の破綻処理手法を行使することにより、本社債の市場価格または価値が、かかる権限が存在しなかった場合よりも急激に低下する可能性がある。

2016年1月1日以降、EUの信用機関(発行会社を含む。)および一定の投資会社は、SRM規則第12条に従って、自己資本・適格債務に関する最低要件(以下「MREL」という。)を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の全債務および自己資本に対する割合として表示されるものであり、破綻処理を円滑に進めるために、金融機関がペイルイン権限の実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。

現行の制度はEUの立法が採用する変更を受けて今後発展していく。2019年6月7日、いわゆる「EU銀行パッケージ」の改正案の一環として、次の立法に関する文言が2019年5月14日付EU官報に公表されている。

信用機関および投資会社の損失吸収および資本再構築能力(以下「TLAC」という。)に関してBRRDを修正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会指令(EU)2019/879(以下「BRRD2」という。)

信用機関および投資会社のTLACに関してSRM規則を修正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)第2019/877号(以下「SRM2規則」といい、BRRD2と併せて以下「EU銀行パッケージ改革」と総称する。)

EU銀行パッケージ改革はとりわけ、銀行セクターのリスクを削減し、かつ、今後発生しうる危機への金融機関の耐性をさらに高めることにより銀行同盟を強化し、金融システムにおけるリスクを削減するという目標の下、特定のMRELに関する既存の制度等を採用することにより、金融安定理事会のTLACタームシート(以下「FSB TLACタームシート」という。)により実施されるTLACの基準を導入する。

TLACは、FSB TLACタームシートに従って導入される。FSB TLACタームシートによって、発行会社を含むグローバルなシステム上重要な銀行(以下「G-SIB」という。)には、その各々について個別に決定される最低TLAC水準が課される。かかる水準は、()2022年1月1日まではリスクアセットの16%に適用あるバッファを加算したもの、および2022年1月1日より後は18%に適用あるバッファを加算したもの、また、()2022年1月1日まではバーゼル3レバレッジ比率分母の6%、および2022年1月1日より後は6.75%(これらは企業特有の追加要件により増額される可能性がある。)に等しい金額以上となる。

信用機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)第575/2013号(以下「CRR」という。)(レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本およ

び適格債務に係る要件、カウンターパーティ信用リスク、市場リスク、中央清算機関に対するエクスポージャー、集合投資会社に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示要件につきCRRを改訂する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第2019/876号（以下「CRR 2」という。）により改訂されている。）に従い、ソシエテ・ジェネラル等のEUのG-SIBは、CRR 2の発効時から、MREL要件に加えて、TLAC要件を遵守しなければならないことになる。そのため、ソシエテ・ジェネラル等のG-SIBは、TLAC要件およびMREL要件を同時に遵守しなければならないこととなる。

したがって、MREL適格債務の基準は、TLAC適格債務についてCRR（CRR 2による改訂後）により定められるものと密接に整合するであろうが、BRRD 2において導入される補足的な調整および要件に従う。特に、デリバティブ要素が組み込まれた一定の債務（一定のストラクチャード債等）は、一定の条件に従い、追加的な利益のみが当該デリバティブ要素に連動しており参照資産のパフォーマンスにより左右されるものの、事前に知られている満期時に弁済される元本金額が固定または増額である限り、MREL要件を満たすために適格となる。

MRELに基づき要求される資本および適格債務の水準は、SRBにより、ソシエテ・ジェネラルについて単体および/または連結ベースで、システム上の重要性を含む一定の基準に基づいて設定される。適格債務は、上位債または劣後債のいずれでもよいが、残存期間が1年以上であること等を条件とし、EU以外の法律に準拠する場合には、当該法律の下で減額または転換が可能でなければならない（契約上の規定による場合を含む。）。

MRELを満たすために使用される債務の範囲には、原則として、一般の無担保債権者から生じる債権に起因するすべての債務（非劣後債務）が含まれる。ただし、BRRD（BRRD 2による改訂後）に定める特定の適格性基準を満たさない場合はこの限りでない。ペイルイン・ツールの効果的な使用を通じて金融機関および事業体の破綻処理の実行可能性を向上させるため、SRBは、特にペイルイン債権者が通常の破産手続の下で負担する損失を上回る損失を破綻処理において負担する可能性が高い場合には、MRELを自己資本およびその他の劣後債務により満たすよう要求できるであろう。さらに、SRBは、ペイルイン・ツールの適用から除外される債務の金額が、MREL適格債務を含むある種類の債務における一定の閾値に達する場合には、金融機関および事業体に対してMRELを自己資本およびその他の劣後債務で満たすよう要求する必要性を評価するであろう。MRELのためにSRBが要請する債務のあらゆる劣後は、TLAC基準により認められる通り、CRR（CRR 2による改訂後）に従いTLAC要件を非劣後の債務で部分的に満たす可能性に影響を与えない。100十億ユーロを超える資産を有する破綻処理グループ（トップ・ティア銀行）に対しては、特定の要件が適用される。

発行会社または発行会社のグループによる破綻処理の実行可能性に障害が存在しうるとSRBが認定する場合、より高いMREL要件が課される可能性がある。発行会社および/または発行会社のグループがMRELを遵守することができない場合、発行会社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

銀行セクターにおける破綻処理体制に関する2020年12月21日付の命令第2020 - 1636号、および金融問題に関する欧州連合法への法規の適合のための様々な規定に関する2020年12月21日付の命令第2020 - 1635号は、**それぞれ以下の指令をフランス法に導入している。**

- 1) BRRD 2
- 2) 免除を受けた事業体、金融持株会社、混合金融持株会社、報酬、監督措置および権限、ならびに資本保全措置に関する指令2013 / 36 / EUを修正する2019年5月20日付の指令（EU）2019 / 878（CRD 5）

これらの命令は、資本要件（CRD5）ならびに銀行の再建および破綻処理（BRRD2）に関する2つの欧州指令をフランス法に法制化するものである。銀行リスク削減パッケージから生じたこれらの指令は、欧州連合内の金融の安定を強化する一助となり、また銀行同盟の完成に向けたさらなる一步を示すものである。これらの規定は、特に、金融機関内部におけるリスクの評価方法の改善に寄与するであろう。また、これらの規定により、損失を吸収できない場合に動員することができる資源の規模を大幅に拡大することも可能となる。最後に、これらの規定は、個人投資家や預金者を保護しつつ、公的資金に頼らずに銀行の支払能力を回復させるという目的を、いわゆる「破綻処理」手続の枠組の中で法制化するものである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人の名称が記載される。

目論見書の表紙の裏面には、以下の文言が記載される。

「ソシエテ・ジェネラル 2026年12月30日満期 SGI米国ハイテク株モメンタム円指数連動 円建社債（以下「本社債」といいます。）の償還額は、参照指数の変動により影響を受けることがあります。なお、本社債には利息は付されません。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。本社債への投資は、米国の株式市場の動向により影響を受けます。株式投資に係るリスクに耐えうる投資家のみが本社債への投資を行ってください。

この冊子に綴じ込まれている「仕組債（又は投資信託）の取引に係るご注意」と題する書面、契約締結前交付書面ならびに「本社債へのご投資により想定される損失額について」および「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、売出人が作成したものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行会社であるソシエテ・ジェネラルは、これらの書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。」

「（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

目論見書の表紙の裏面の直後に「仕組債（又は投資信託）の取引に係るご注意」と題する書面、契約締結前交付書面ならびに「本社債へのご投資により想定される損失額について」および「無登録格付に関する説明書」と題する書面が挿入される。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 2020年1月1日) 2021年6月17日
((2020年度) 至 2020年12月31日) 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

(事業年度 自 2021年1月1日) 2021年9月29日
((2021年度中) 至 2021年6月30日) 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債に係る満期償還額が参照指数の水準により決定されるため、参照指数についての開示を必要とする。

2 【当該指数等の推移】

参照指数の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年別最高・最低値	年	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
	最高		271.016		320.338		391.371		438.828		1,007.399
最低		224.716		265.216		320.180		326.806		428.396	
最近6ヶ月の月別最高・最低値	月	2021年6月		2021年7月		2021年8月		2021年9月		2021年10月	2021年11月
								1日から19日まで	20日から30日まで		
	最高	1,067.417	1,087.398	1,078.415	1,082.446	1,041.036	1,066.596	1,113.875			
	最低	990.599	1,059.684	1,048.935	1,059.026	998.296	982.775	906.379			

（注1）参照指数の運用開始日は2021年9月20日である。本表に記載されている当該日より前の数値は、過去に参照指数を運用していたと仮定した場合における、当該参照指数の規則等に基づき算出された想定値である。2021年11月26日の参照指数の終値は、1,088.259ポイントであった。

（注2）2021年11月の最高・最低値は2021年11月26日までとする。

出典：ソシエテ・ジェネラル、ブルームバーグ

参照指数の終値の過去の推移は参照指数の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において参照指数が上記のように変動したことによって、参照指数および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。